

柔道整復師学科（昼間部） 柔道整復スポーツ学科 内規

学校法人 大阪滋慶学園
大阪ハイテクノロジー専門学校
学校長 橋本 勝信

〔1〕成績評価について

1. 学生便覧の教科課程のうち、柔道整復師国家試験の試験科目である以下の科目については、成績評価は試験素点（定期試験及び小テストを含む）のみで評価する。
柔道整復師国家試験の試験科目とは、解剖学，生理学，運動学，病理学，公衆衛生学，関係法規，一般臨床医学，外科学，整形外科，リハビリテーション医学，柔道整復理論のことである。なお、国家試験出題基準が変更となった場合は、国家試験出題基準に準じる。
2. 柔道整復認定実技審査に関する科目についても、筆記試験の成績評価は試験素点（定期試験及び小テストを含む）のみで、実技・実習科目は実習実技点のみで評価する（筆記試験を併用する場合もある）。追試験・再試験においても同様である。
柔道整復認定実技に関する科目とは、柔道整復実践実技Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ，柔道整復実技Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ，固定法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ，柔道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのことである。
3. 上記以外の科目については、成績評価は以下の基準で算出する。
試験素点 70%、出席評価点 20%、平常点 10%

〔2〕進級判定について

1. 進級判定は以下の要件に基づき、進級判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 当該学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 当該学年における年間授業時間（学校行事を含む）の出席率（以下、授業出席率と記載）が90%以上であること。
 - (3) 確認試験、実力試験、進級模擬試験等の結果は、進級判定の重要な参考資料となる。
また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 当該学年における履修予定科目のうち未履修科目数が50%以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 当該学年終了時に、1-(2)の条件を満たし、かつ未履修科目数が50%未満の者は、進級判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年となる。なお、この特別単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。
4. 柔道整復師学科、柔道整復スポーツ学科においては、本校学則に規定する仮進級の制度は適用されない。

〔3〕臨床実習について

1. 臨床実習は、欠席、遅刻、早退は認めない。
2. 臨床実習の評価は、筆記試験及び実技・面接、レポート、平常の受講姿勢、態度等も含めた総合評価とする。

〔4〕卒業判定について

1. 卒業判定は以下の要件に基づき、卒業判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 最終学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 最終学年における授業出席率が90%以上であること。
 - (3) 卒業判定試験（「臨床柔道整復学・総合演習」、3単位）に合格していること。ただし、合格基準に関しては、卒業判定会議において定める。
 - (4) 模擬試験等の結果は、卒業判定の重要な参考資料となる。また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 最終学年における履修予定科目のうち未履修科目数が50%以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 最終学年終了時に、1－(2)(3)の条件を満たし、未履修科目数が50%未満の者は、卒業判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年とする。なお、この単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。

〔付則〕

1. 在学期間中に学修に重大な支障があると判断された場合は、生活面および学習面での教育指導を行うことがあり、学生はその指導に従わなければならない。
2. 出席すべき補習・補講に欠席、遅刻した場合は、補習を中止することがある。
3. 本内規は平成30年4月1日、一部条文の追加及び変更、実施する。
4. 本内規は令和4年4月1日、一部条文の追加及び変更ならびに学校長名を変更、実施する。